

令和4年度

# 事務報告書

小金井市

令和4年度

事務報告書

小金井市



## 編 さん 例

- 1 令和4年度事務報告書を作成した。
- 2 事務実績の内容は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までである。  
ただし、出納整理期間のある事務は、令和5年5月31日までを含む。  
なお、議会事務局については、令和4年1月1日から令和4年12月31日までとする。

令和5年7月

小金井市総務部総務課

# 目 次

## 市の概要

## 事務実績

### 企画財政部

企画政策課	9
財政課	17
広報秘書課	21
情報システム課	29

### 総務部

総務課	33
地域安全課	41
職員課	47
管財課	59

### 市民部

市民課	63
コミュニティ文化課	75
経済課	99
保険年金課	109
市民税課	117
資産税課	123
納税課	125

### 環境部

環境政策課	129
ごみ対策課	145
下水道課	159

### 福祉保健部

地域福祉課	165
自立生活支援課	173
介護福祉課	197
健康課	215

<b>子ども家庭部</b>		
子育て支援課	.....	223
保育課	.....	233
児童青少年課	.....	237
<b>都市整備部</b>		
都市計画課	.....	251
まちづくり推進課	.....	255
道路管理課	.....	259
建築営繕課	.....	271
交通対策課	.....	273
区画整理課	.....	279
会計課	.....	281
<b>学校教育部</b>		
庶務課	.....	285
学務課	.....	297
指導室	.....	305
<b>生涯学習部</b>		
生涯学習課	.....	311
図書館	.....	335
公民館	.....	343
議会事務局	.....	353
選挙管理委員会事務局	.....	383
監査委員事務局	.....	391
農業委員会事務局	.....	395
固定資産評価審査委員会事務局	.....	399



# 市の概要



# 市の概要

## 1 市制施行 昭和33年10月1日

小告示第115号 町を市とすることについて 小金井町を市とし、昭和33年10月1日から施行する。 昭和33年9月6日 小金井町長 鈴木 誠一
東京都告示第714号 町を市とすることについて 地方自治法第8条第3項の規定により東京都北多摩郡小金井町を市とし 昭和33年10月1日から施行する。 昭和33年8月7日 東京都知事 安井 誠一郎
総理府告示第312号 町を市とする処分 地方自治法第8条第3項の規定により東京都北多摩郡小金井町を小金井市 とする旨、東京都知事から届出があった。 右の処分は、昭和33年10月1日からその効力を生ずるものとする。 昭和33年8月30日 内閣総理大臣 岸 信介
(小金井町制施行 昭和12年2月11日)

## 2 位置

東経・・・139度31分      北緯・・・35度42分 標高・・・40m（東町）～75m（貫井北町）
---

## 3 面積

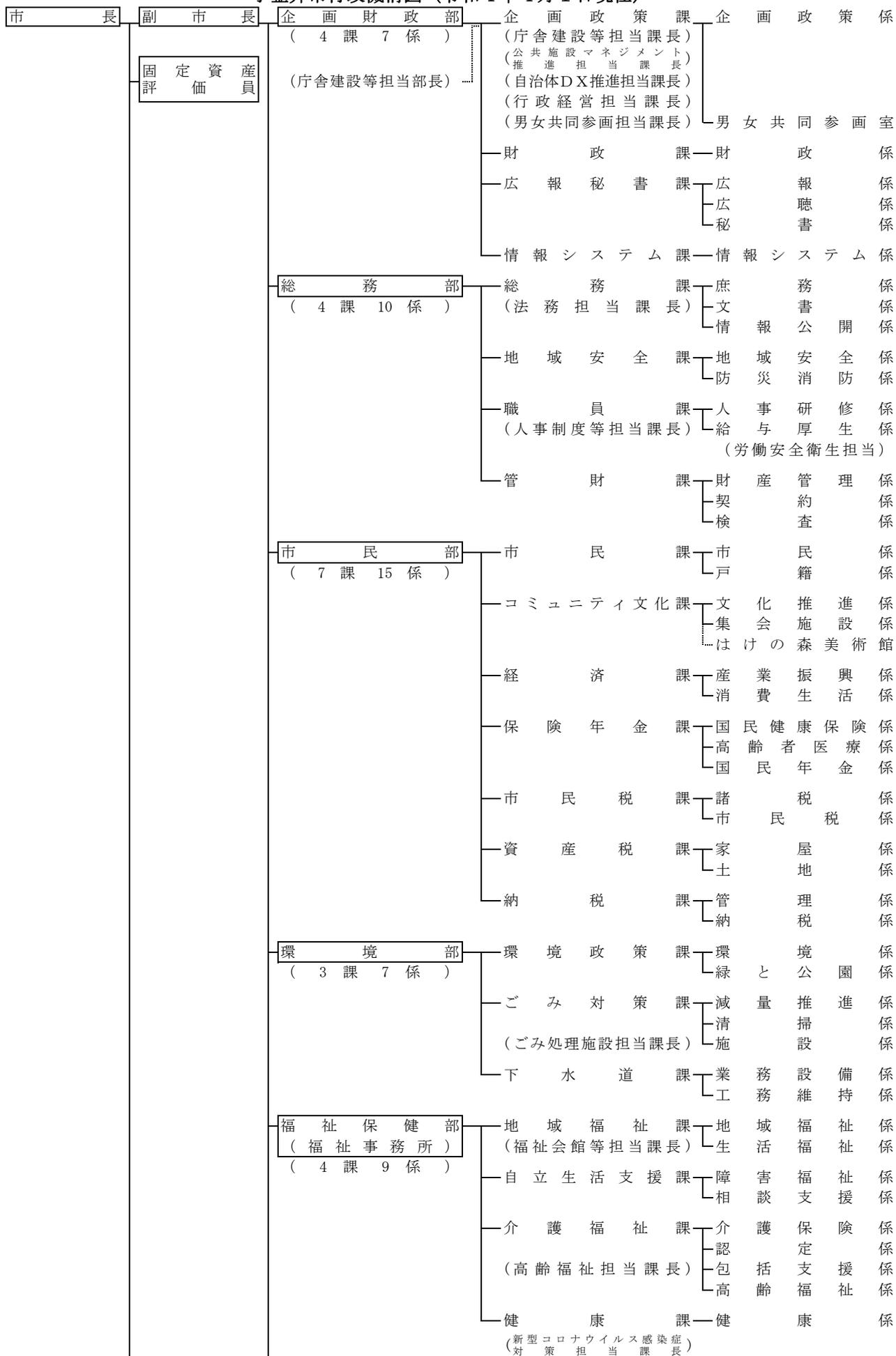
東西・・・4.1km      南北・・・4.0km 面積・・・11.30平方km
--

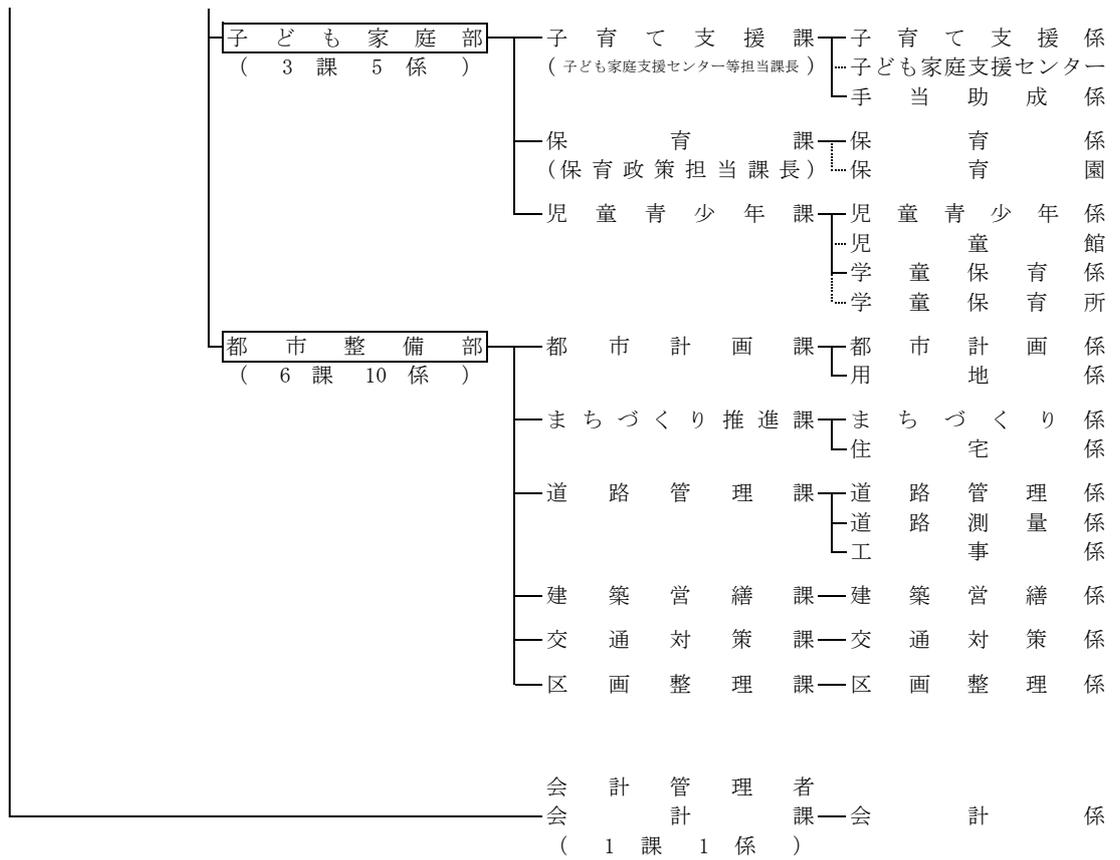
(注) 行政面積は、国土地理院公表の面積値による。

## 4 世帯・人口（対前年比較、各年とも4月1日現在）

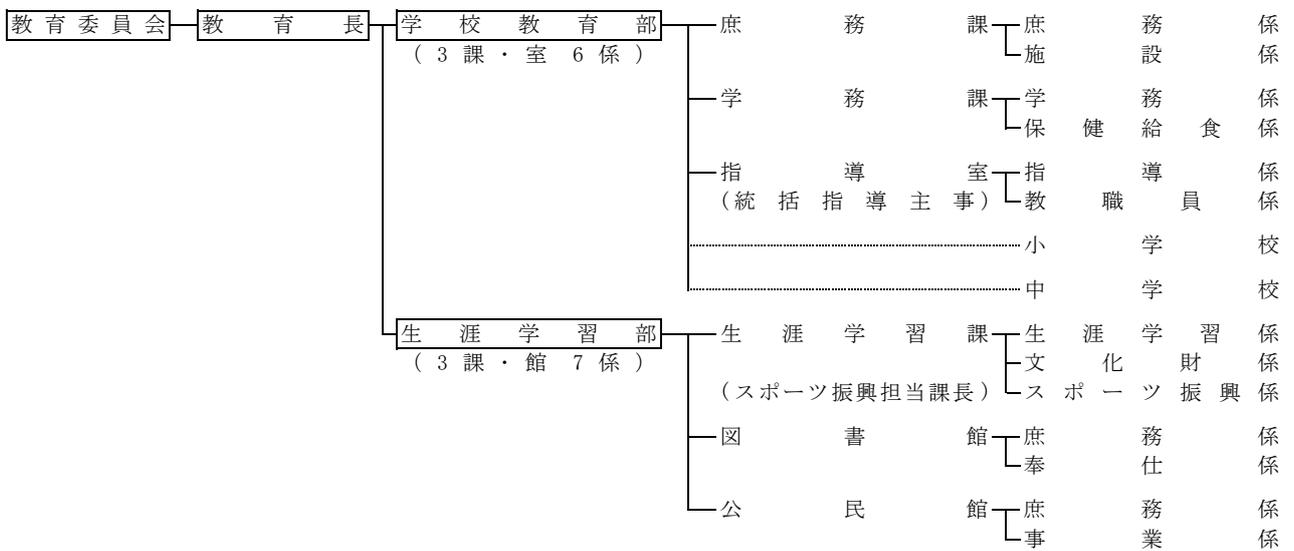
区分 年別	世帯数 (世帯)	人 口 (人)		
		男	女	計
令和5年	62,874	61,382	63,331	124,713
令和4年	62,449	61,199	63,340	124,539
比較	425	183	△9	174

小金井市行政機構図（令和4年4月1日現在）





市長部局 7部 32課 64係 (会計課含)



教育委員会 2部 6課 (室・館) 13係

